

乙

介

元禄年中一因別より朝鮮玉竹嶋

渡海し渡舟先程對馬島上津江に伏

有し津島中上津江に依

公義より更に出し津首後有し山

道より別より者隠使に因渡右竹嶋に

正渡り替未仕し此に渡舟中より古

也吟味中 舟去十七日私去津江

津江に寄る津島中上津

一竹嶋に因渡り或里中より前

中小嶋有し因渡り西里より中

里より別より日本地は道津に由り

右二嶋並に新羅の蔚陵嶋也又

竹嶋と蔚陵嶋を相傳ふ事ハ新羅外

地也此二島は古人傳より海に依り

右別より乾島對別より八竹より

竹瀝之蔚陵崎之相傳多事八新紀外
 枕之共二島在之無人傳之由海乃推此六
 石別之乾之對列之八何之方角
 南此之是道里數且日本新紀より
 右瀆上之是道里數對列之有八此六
 右瀆之右瀆此六之事一必知法
 朝鮮國原之蔚陵縣之東海中
 蔚陵島言 離島之日本之島
 竹島之島言 彼國之島也 地方
 按里之 亦人 亦實傳説之月經
 按里之 亦少 亦程 亦紀 亦之 亦程 亦之
 同傳作者之 亦之 百里之程 亦之
 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
 百里之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
 對列之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

百里... 數別... 性... 杏... 阿... 正... 孫... 此... 日... 著... 地... 二... 漢... 力... 皇... 後...

漢天子使使且來校多島之勢

力甚遠子後以由之任其志者不

皇君尤被由彼之時之勢令

後海之勢也

天子使使且來校多島之勢

一朝辭國之海島皆令

且彼是之勢也

唯依愛育若前中上之

承知仕也

以前より折来之海國

子之臣若上中上之

一更下乘以上又折

車折也若返辨及者

折也若返辨及者

商地之法令

私云上

清國言義

及稠及

及謂及此言以依仕夜沙聲

一更下乘以上又初氣之候之言信不通

車物此者返辨及之者之也該或該

聲響波也之响響也あや響也あや響也

商地之法合不中以此法用向之候

私云此法尋其本以之あや心也あや候

清即言及之仕心始意以候之及吟味

及謂及此言以依仕夜沙聲

右ノ通沙言仕以心

七月

和聲

樋口右内

作

修

2052

二千五百の和名
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

上は... 長... 井... 三... 者... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百

吉 77048 1/3

五月二十七日...
 六月...
 七月...
 八月...
 九月...
 十月...
 十一月...
 十二月...

朝鮮深民 主人 船主 宋良辰 原情 等
十人 船主 宋龍運

稟情白等 都徒等 去年十月分 暫時

釣魚次出船洋中 天運不幸 同日二船

忽遇惡風 萬死餘生 漂迫于

貴國 天命 拯活 猶被 貴國之恩 德深

於河海 然而全無 溫衣 但被一衣 昨年

過冬 僅免 寒死 而今年 正二月間 意望

返故國之待矣 住長崎道 多月 苦生

到今 八月初七日 矣 等 船二隻 對馬浦

獨先到 迫則 又幸 上官之德 澤先漂

多 苦生 此道 先到之民 速送 故國 則其

中 孤殘 如美身之寒 民速 解父母妻

子 吝淡之 寃 是乎 乙可來 當嚴冬前

復 免凍死 還歸 故鄉之地 千萬 祝

手 仰扣 教是 事

上官主 處分

己未八月日



고문서 9413. 1/7

MFE종가 1009(MF0001017)

2061

20 61

文久二年八月廿一日
津島内原國英流邪之自死河津浦
漂着之朝鮮人松之

以上見

秋去後楓葉國威鏡道明之居民
津島津島松之松言人余祖松力高實
去二年八月廿一日自正不後松田松原
高一松之松松松松松松松松松松
大島松松松松松松松松松松松松
松松松松松松松松松松松松松松
白松松松松松松松松松松松松松
切松松松松松松松松松松松松松
中松松松松松松松松松松松松松
中松松松松松松松松松松松松松



9413 2/87

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

9413 3/47

...

9413
3/7

文久二壬戌年十月十日

漢書勿用

口廣

我廣視辭不與陸以時以

下為公志如於人古但此中力而實

至庚辛定八月志方志不食以口廣陸志

志一修志如法如九月志實然志

世化群其如月如止但月法陸陸志口海

白布於茶陸如以流分身自余志

切流何得求而求時以法志如

呈者為呈列之者以人志以志

在三月力保茶人數又全志在

情又此會以紙進志於作志

洋航志志志志志志志志志志

志志志志志志志志志志志志

志志志志志志志志志志志志

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

9413 4/7/7

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

一 此後之...

三



9413 5/7

經王書于

上原蓋下柳等如星深流

幸蒙加天之澤至子今保命感謝掃地而第伏

官能職斷當無疑而領去人及艇至不

則生不如死如長鴻島留連時誰訴無處

王官主前恭南教員受後速歸

進王船廢網士願人船主孫命保存之地千萬伏祝

8061

經王書于共誌

願去難憾

願去難憾

願去難憾



